

関係各課長 様

健康危機管理課長

令和2年7月豪雨災害に伴う入浴施設の利用再開及び管理にかかる
レジオネラ症への感染防止対策について（通知）

レジオネラ症については、例年5月から11月にかけて、全国的に患者数が増える傾向にあります。また、平成28年熊本地震が発生した年は多くの感染事例が報告されており、災害が発生した場合においては、十分な感染防止対策を講じる必要があります。

標記災害では、医療施設や社会福祉施設等が浸水被害を受け、入浴施設の破損や土砂の流入等が確認されています。レジオネラ属菌は土壌等に生息する細菌であるため、設備の破損や土砂の流入等により汚染された施設においては、レジオネラ属菌が繁殖する危険性が高まっています。また、土砂等の撤去にあたる者は、作業中に泥や土ぼこりが体に付着し、レジオネラ属菌に暴露されることが想定されます。

つきましては、入浴施設におけるレジオネラ症への感染を防止するため、地域の実情に応じ、下記の内容に留意の上、衛生管理を徹底するよう、所管する施設等の管理者に対して周知及び指導いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 入浴施設の営業再開について

- (1) 源泉や水井戸等の状況に問題がないか、浴槽や貯湯槽、配管等の構造設備に破損がないか等を確認すること。
- (2) 施設の構造設備について、十分に清掃、消毒を実施すること。
- (3) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水、浴槽水等の水質検査を実施すること。

2 入浴施設の管理について

- (1) 土砂等の撤去作業にあたった者等が入浴する場合は、体にレジオネラ属菌が付着している危険性が高いため、浴槽内に入る前に体を洗うなどの注意喚起を徹底すること。
- (2) 日々の利用状況を把握して十分な清掃、消毒を実施するとともに、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定し、0.4mg/Lを下回らないようにするなど適切な措置を講じ、衛生管理を徹底すること。

健康危機管理課

調整班 伊藤

Tel : 096-333-2240 (内線 7082)